

平成23年度第1回 愛知県都市計画審議会

平成23年7月29日（金）午後1時

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

お待たせをいたしました。ただいまから、平成23年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月16日から9月30日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装、ノーネクタイの励行を進めてございます。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は、軽装、ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にもご協力を呼びかけてございます。どうか、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

【会長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】

会長の松井でございます。

本日は、平成23年度第1回都市計画審議会の開催にあたりまして、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

各委員の皆様方におかれましては、議事が円滑に進行いたしますよう、何分のご協力をお願いいたしまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、ご紹介を申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました安城市長の神谷学委員でございますが、本日はご欠席でございます。

豊山町長の鈴木幸育委員でございますが、本日はご欠席でございます。

県議会の議員として委員をお願いいたしました長坂康正委員でございます。

同じく、鈴木正委員でございます。

神野博史委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 神野博史）】

神野です。よろしくお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

近藤良三委員でございます。

中村すすむ委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 中村すすむ）】

中村です。よろしくお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

高桑敏直委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 高桑敏直）】

よろしくお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

市町村議会の議長を代表して委員をお願いしました飛島村議会議長の栗本雅明委員でございます。

【委員（飛島村議会議員 栗本雅明）】

飛島から来ました栗本でございます。どうかよろしくお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

関係行政機関の職員として委員をお願いしました中部地方整備局長の足立敏之委員でございます。

【委員（中部地方整備局長 足立敏之）】

よろしくお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

よろしくお願いいたします。代理のご出席でございます。

以上でございます。

次に、平成23年度愛知県都市計画審議会幹事でございますが、お手元に幹事一覧表を配付させていただきましたので、この一覧表をもって紹介にかえさせていただきます。なお、本日出席しております幹事の枠を黄色で表示してございますので、ご確認をください。

本日は、2分の1以上の委員の方々にご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長

が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、黒田達朗委員、長坂康正委員を指名いたします。よろしくお願い致します。

また、先程事務局からご紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、当審議会常務委員会委員に指名いたします。市町村の長を代表して委員をお願いいたしました神谷学委員、鈴木幸育委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました長坂康正委員、神野博史委員、近藤良三委員、関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました足立敏之委員、以上の方々を指名いたします。

早速ですが、審議に入らせていただきます。

本日、ご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第9号議案「名古屋都市計画日光川下流流域下水道の変更について」までの9議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から第6号議案「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」までの6議案は関連案件ですので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課長 鈴木秀育】**

都市計画課長の鈴木でございます。よろしくお願い致します。

第1号議案から第6号議案までは、変更の内容がほとんど共通しておりますので、6件一括して説明させていただきます。

現在、本県では、名古屋都市計画区域を始め6つの都市計画区域が指定されており、都市計画区域ごとに整備、開発及び保全の方針を策定しております。

本日ご審議をお願いいたします議案は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のうち、市街化調整区域の土地利用の方針の一部を変更するもので、あわせて市町村合併の進展や道路、鉄道の整備進捗に伴い、関係する図について所要の変更を行うものでございます。

議案書は1ページから23ページ、そして、別冊の1から6でございます。それから、議

案概要説明書は1ページになります。

なお、今回の6議案は共通の変更箇所が多いことから、説明資料といたしまして、A3サイズの薄緑色表紙の参考資料1「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更について」を作成いたしましたので、以降の説明は、このA3サイズ薄緑色表紙の参考資料1を用いて進めてまいりますので、よろしくお願いたします。なお、委員お二人に1台用意いたしましたモニターにおきましても同様の資料を表示いたしますので、あわせてご覧ください。

先ず、議案の変更内容の説明に先立ちまして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要や構成についてご説明いたします。

参考資料1の表紙をめくっていただき、1ページ左上をご覧ください。

1の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）とは」でございます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに長期的な視点に立った都市の将来像を明確にすると共に、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするものとして、土地利用や都市施設などに関する都市計画の基本的な方針を定めるものです。

続きまして、愛知県の都市計画区域について説明いたします。

ページ左下の「2. 都市計画区域について」をご覧ください。

本県では、この図に示しておりますように、名古屋、尾張、知多、豊田、西三河、そして、東三河という6つの都市計画区域を指定しております。

次に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構成」について説明いたします。

ページ右上に、その目次構成を示しておりますので、ご覧ください。

議案書別冊の1「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」から、別冊6「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、いずれも同じ目次構成となっております。

そして、第1章の「基本的事項」では、役割と位置づけや目標年次などを記載しております。

第2章の「愛知の新しい都市」では、愛知県全体に関する都市づくりの基本理念と基本方向を記載しております。

第3章の「都市計画の目標」では、都市計画区域ごとの都市づくりの基本理念や将来都市像、都市づくりの目標などを記載しております。

第4章では、区域区分、いわゆる線引きのことですが、この「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」を記載しております。

第5章の「主要な都市計画の決定等の方針」では、「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発事業」、「自然的環境の整備または保全」に関する方針を記載しております。

このうち、本日ご審議をお願いする変更は、第5章の1「土地利用」の中の(6)「市街化調整区域の土地利用の方針」を一部変更しようとするものでございまして、あわせて、市町村合併の進展や道路、鉄道の整備進捗に伴う第1章にあります都市計画区域図と、第2章の広域交通体系図及び第3章の将来都市構造図を一部変更するものでございます。

続きまして、都市計画区域マスタープランで定めております市街化調整区域における土地利用の基本方針などについてご説明申し上げます。

ページ右下の「4. 市街化調整区域の土地利用の基本方針、将来の都市像及び都市づくりの方向性について」をご覧ください。

本県における市街化調整区域の土地利用の基本方針では、「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。将来の人口減少、超高齢社会の到来を見据えると、市街化区域内の整備と再構築を優先すべきであり、市街化調整区域における開発を抑制していくことが重要です。」と定めております。

次に、将来の都市像でございます。「地域特性を生かした創意と工夫により高齢者のみならず誰もが安心して暮らせる居住環境が整い、定住人口が確保された新たな活力が生まれている。」そして、「日常生活を支える機能が備わり、安心・安全で活力ある暮らしが営まれている。」などの将来像を描いております。

都市づくりの方向性では、「地域活力の低下が見られる地域における定住人口の確保への対応」や「生活拠点の維持」なども定めております。

このように、マスタープランでは、それぞれの地域がその地域の特性や資源を生かして多角的に発展していく都市の実現に向けて、市街化調整区域においても居住環境の形成や定住人口への確保の対応が必要であると定めております。

そして、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされながらも、既存集落や市街化調整区域の機能の維持のため、都市計画法において様々な要件に合致する開発、土地利用を認める開発許可制度が用意されております。

2 ページ目をお開きください。

先に、下段の「6. 市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更（新旧対照表）」を説明させていただきます。

「市街化調整区域の土地利用の方針」の中にある、「エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」について、右側に変更前の抜粋が表示してございます。

今回変更しますのは、この中段の青文字下線で表示しております部分でありまして、「区域区分による市街化区域の適正な配置と地区計画を定めた計画的な開発行為により、秩序ある都市的土地利用を実現する必要があるため、市街化区域に近接または隣接した区域を条例で指定することにより一定の市街化を容認する制度は用いません。」と定めております。

ここで示しております制度とは、都市計画法に定められた開発許可制度のひとつの規定に関するものです。内容としましては、既に相当程度公共施設が整備され、おおむね50以上の建築物が連たんしている既存集落において開発行為が行われたとしても、問題がないとの考え方から、既存集落において、都市計画法の第34条第11号に基づく条例によりそのような区域を指定し、区域内の住宅等の開発を認めるという制度でございます。

左側の変更後をご覧ください。

変更後の「市街化調整区域の土地利用の方針」では、右側の変更前の青文字下線3行を削除して、赤文字の下線2行、「また、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力ある暮らしの形成に必要な場合については、地域の実情に応じた適切な土地利用を図ります。」を追加するものです。

では、変更理由についてご説明申し上げます。

ページの上段をご覧ください。

5の「市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更（理由）」でございます。これまで、市街化調整区域における相当規模の開発にあたっては、道路や公園などの地区施設の整備や建築物の用途を定めた地区計画制度による適切な誘導を図ってまいりました。しかし、この地区計画制度は、低・未利用地における計画的な住宅地や工業用地の開発に活用されることは多いものの、家屋などが連たんする既存集落においては、制度の適用が難しい場合がありました。

昨今、市街化調整区域の既存集落における定住人口の確保や地域活力の向上等が大きな課題となっており、今後はより細やかな取り組みを地域が主体となって行うことが強く求められています。また、既存集落の中には、道路や排水施設などの公共施設が既に相当程

度整うなど、地域の状況によっては宅地としての土地利用が可能な地区もあります。

これらのことにかんがみ、今回の市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更は、マスタープランの基本理念や土地利用の基本方向等を堅持しつつ、既存コミュニティーの維持や安心・安全で活力ある暮らしの形成を目的として、これまで一部制限していた市街化調整区域の開発について選択肢の幅を広げ、多様な地域課題に対して、市町村の意向が十分に反映された適切な土地利用が図られるようにするものでございます。

以上が、市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更についてのご説明でございます。この変更は、6つの都市計画区域共通であり、別冊1から6の都市計画区域ごとの該当ページは、本ページの一番下のところに各ページを表示しております。

続きまして、市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更とあわせて、市町村合併の進展や道路、鉄道の整備進捗に伴う都市計画区域図、将来都市構造図、広域交通体系図の変更案を説明いたします。

3ページをご覧ください。

都市計画区域図について、西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町が平成23年4月1日に合併し、新たに西尾市となったことに伴う行政界表示の変更でございます。この変更は、6つの都市計画区域に共通するものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、将来都市構造図について、先程と同じように、西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町の合併に伴う行政界表示の変更を行うものでございます。この変更は、西三河都市計画区域のみの変更になります。

次に、1枚めくっていただきまして、5ページをご覧ください。

広域交通体系図について変更するものでございまして、名古屋第二環状自動車道や名古屋高速道路の整備進捗に伴い、事業中を示しておりました破線表示を、供用済みを示します実線表示に変更するものでございます。また、名古屋市の地下鉄桜通線の供用開始に伴う表示の変更を行うものでございます。これらの変更は、6つの都市計画区域共通のものでございます。

都市計画区域図等の変更案については、以上でございます。

ただいまご説明いたしました第1号議案から第6号議案につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成23年6月14日から6月28日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、名古屋都市計画区域マスタープランについて6通、5名1社からの意見書の提出がござい

ましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解をご説明いたします。

お手元のA3サイズの青色表紙の参考資料2、こちらを1枚おめくりいただけますでしょうか。青色の参考資料2でございます。

まず、1といたしまして、自然環境の保全等に関することについて5件の意見がございました。

まず、1件目の意見書の要旨といたしましては、変更案は、里地・里山保護、生態系保全の政策に逆行する動きであり認めることはできませんというもので、その理由として、国の進める里地里山の保全政策に矛盾するなど、3項目を示したご意見でございます。2件目以降の意見書の要旨といたしましては、1件目と同趣旨のものでございまして、生態系を維持できる広い土地が必要、生物多様性の確保や自然保護の観点と矛盾をおこすなどといったご意見です。また、市民を交えた議論がされていないというご意見や、市街化調整区域の防災としての機能をなくすことに危機感を感じるとのご意見もございました。

これら5件の意見に対し、都市計画決定権者の見解といたしまして、本県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）では、全県の土地利用の基本方針として、「人口構造の変化など、さまざまな社会経済情勢の変化に適切に対応し、多様な都市生活・都市活動を支え、暮らしにゆとりと安心を与えるとともに、生物多様性が保全された持続的で揺ぎない地域の発展を可能とするように環境にも配慮した効果的・効率的な土地利用の規制、誘導を進めます。」と定めております。

そして、市街化調整区域の土地利用の方針といたしましては、「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。将来の人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、市街化区域内の整備と再構築を優先すべきであり、市街化調整区域における開発を抑制していくことが重要です。」、また、「市街化調整区域における開発行為は、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がなく、かつ、周辺の開発を促進しないものであることが必要です。」と定めております。

また、少子化や高齢化が進む中心市街地や農山漁村などにおける都市づくりの方向性としては、地域活力の低下が見られる地域における定住人口の確保への対応や生活拠点の維持などが定められています。

近年、市街化調整区域内における集落などにおいて定住人口の確保や地域活力の向上等が大きな地域の課題となつてきております。今回の都市計画区域マスタープランの変更は、上記の都市づくりの方向性に基ついた地域づくりを進めるため、土地利用の基本方針を堅

持した上で、これまで一部制限されていた市街化調整区域の開発について選択肢の幅を広げ、地域の実情に応じたより細やかな土地利用が図られるようにするものであり、これまでの自然環境や生物多様性の保全及び防災等にも配慮したマスタープランの理念、基本方針に逆行や矛盾するものではないと考えています。

なお、今回の都市計画変更手続では、4月28日から5月27日まで県民意見提出制度に基づく意見の募集、すなわちパブリックコメントを実施いたしまして、いただいたご意見や県の見解を整理、公表した上で、都市計画案の縦覧、意見書の受理など透明性の高い手続を進めてきており、県民の皆様のご意見を反映する措置は適切にとってきているものと考えておりますという見解です。

次に、2、課題解決の手法に関することについて2件のご意見がございました。

まず、1件目の意見書の要旨といたしまして、既存集落における定住人口の確保や地域活力の向上等の課題に対する方策は、農漁民が安心して生活できる農漁業政策を打ち出すことであり、今回の変更は本末転倒である。また、市街化調整区域の安い土地利用で競争力をつけるのではなく、これ以上自然環境を壊さなくても企業活動ができる政策を打ち出してくださいというご意見です。2件目の意見書の要旨としましては、1件目と同様に、市街化調整区域を市街化しても定住人口確保にストレートに結びつくのか疑問であるとのご意見です。

これら2件の意見に対し、都市計画決定権者の見解といたしましては、既存集落の置かれている状況は多様であり、定住人口の確保や地域活力の向上等取り組むべき課題も多岐にわたる中、認定農業者制度による担い手の育成確保やコミュニティバスの運行など様々な取り組みが行われています。

このような状況の中、今回の市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更により新たな選択肢が加わることは、地域課題の解消の一助となるものと考えていますというものであります。

次に、その他の意見が1件ございました。

意見書の要旨といたしまして、所有する瀬戸市内の土地は市街化調整区域であるため、インターチェンジの近くでも活用することができません。市街化調整区域は、愛知県発展のためにももう少し細やかな配慮が必要ではないでしょうか。この土地の市街化区域、準工業地域への早急なる用途指定替えを切にお願いしますというものです。

この意見に対しまして、都市計画決定権者の見解といたしまして、今回の市街化調整区

域の土地利用の方針の一部変更は、個別の土地利用に言及するものではなく、これまで一部制限されていた市街化調整区域の開発について選択肢の幅を広げ、地域の実情に応じたより細やかな土地利用が図られるようにするものですというものであります。

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解は、以上であります。

最後になりますが、都市計画法第18条第1項に基づき、都市計画区域内の51市町村に意見照会いたしましたところ、48市町村からは異議なしの回答をいただいておりますが、豊田市、清須市及び南知多町より、変更案に異議はないとした上で、その上で都市計画法第34条第11号に基づく条例の運用に関するご意見がございました。

豊田市さんからは、各市の社会動向を踏まえた必要条件を明確にすることやどのような場合に当該制度を導入していくのかを示す等、条例を運用するためのガイドラインを策定することについての要望、清須市さんからは、条例に関する区域指定に関する慎重な対応の要望、南知多町さんからは、観光施設等の建築用途も可能にするなどの要望がありました。

これらの意見は、今回の都市計画区域マスタープランの変更に関するものではなく、今後の条例運用に関するものでございますことから、条例を所管します課に申し伝え、今後の運用上での配慮などについてお願いをしております。

先程申しましたが、そのほかの48市町村からは異存ない旨の回答をいただいております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第1号議案から第6号議案までにつきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第1号議案から第6号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第7号議案「知多都市計画用途地域の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 鈴木秀育】

それでは、第7号議案「知多都市計画用途地域の変更について」をご説明いたします。

議案書は25ページから28ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号1から3でございます。モニターにも同様の図面を表示いたしますので、あわせてご覧ください。

今回、用途地域を変更しようとする区域は、知多郡阿久比町の阿久比卯坂南部地区でございます。

図面番号1の総括図をご覧ください。

この総括図は、右下にございます愛知県を示した広域図のうち、赤色の四角い枠で着色している範囲を表示しております。図面中央を上から下、南北に走っている黒色の破線で示しているのが名鉄河和線で、その中央付近に黒色の丸印で示しているのが阿久比駅でございます。この阿久比駅から北西へ約0.6kmの位置に赤色の実線で区域取りをしております面積約3.1haの区域が、今回、用途地域を変更しようとする阿久比卯坂南部地区でございます。

次に、図面番号2の計画図をご覧ください。

この計画図は、阿久比卯坂南部地区の変更後の用途地域を示したものでございます。平成22年度に着手いたしました卯坂南部土地区画整理事業が進捗してまいりましたので、同区画整理事業区域とその隣接地において、将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、今回、適切な用途地域へ変更しようとするものでございます。

次に、図面番号3の参考図をご覧ください。

この図面は、変更前後の用途地域の対照を示したものでございます。向かって左側が変更前、右側が変更後の用途地域を示しております。今回、用途地域を変更する区域を赤色の実線で、また、現在施行中の卯坂南部土地区画整理事業の区域を青色の実線で示しております。

用途地域の変更内容としましては、土地区画整理事業などによる基盤整備を行うことを前提に、厳しい容積率、建ぺい率をこれまで定めておりました本地区において、土地区画整理事業が進捗し、道路等が整備され、良好な住環境を有する低層住宅地の形成が図られることとなりましたので、このたび、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%から、第一種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率60%に変更するものでございます。

また、用途地域の境界は、都市計画運用指針により原則として地形・地物とすることが

望ましいとされており、本地区の北側中央部分に関しましては、土地区画整理事業区域外の部分が既に良好な住環境が形成されており、土地区画整理事業と一体的な土地利用が図られることから、用途地域の境界を敷地境界から既存の道路の中心線に変更することとし、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%から、第一種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率60%に変更するものでございます。

また、本地区の東側部分につきましても、土地区画整理事業により新たに道路及び水路が整備されることになりましたので、それぞれの中心線を用途地域の境界として改めて整理することといたしまして、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%から、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に変更するものでございます。

本案件につきまして、平成23年6月14日から6月28日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、阿久比町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第7号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第8号議案「西三河都市計画公園の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【公園緑地課長 小林恒雄】**

公園緑地課長の小林でございます。

第8号議案「西三河都市計画公園の変更について」、説明をいたします。

議案書は29ページ、議案概要説明書は3ページ、図面番号は4からでございます。

変更の内容は、公園区域の境界となる道路計画の変更及び河川計画と公園計画の整合を

図るために、公園区域を変更いたします。また、多様な世代の人たちの健康づくり、スポーツ活動、遊び、憩いの場所等の利便性の向上を図るために、公園区域の一部を拡張するものでございます。

それでは、図面番号4の総括図をご覧ください。

この総括図は、西三河都市計画区域のうち、安城市南端及び碧南市東端を示しております。図面左側の黒丸印が名鉄三河線碧南中央駅、橙色丸印が碧南市役所でございます。図面中央、赤色の実線で囲まれた緑の区域が西三河都市計画公園9・6・1号油ヶ淵水辺公園でございます。

油ヶ淵水辺公園は、平成17年10月18日に都市計画の適正な配置を図ることを目的に、良好な都市環境の形成及びレクリエーションの場の確保や都市景観の向上を図るために、広々とした水面を持つ油ヶ淵とその周辺を含めた区域を西三河で唯一の県営都市公園として、面積約139.8haを都市計画決定いたしました。総括図のうち、赤色実線丸印の箇所について公園区域を変更するものでございます。変更前の面積約139.8haから約0.1ha増えて、約139.9haに拡張されます。

次に、図面番号5の計画図1をご覧ください。

区域の境界としておりました道路計画の変更に伴い、公園区域の変更を行うものでございます。道路計画の変更により公園施設の位置に変更が生じることから、黄色で着色した部分を削除し、茶色の斜線部分を追加するものでございます。

図面番号6の計画図2をご覧ください。

河川計画と公園計画の整合を図るために、公園区域を変更するものでございます。堤防の機能を確保した上で、公園の園路に必要な幅員を確保するために必要な区域を追加し、不要となる区域を削除すると共に区域の精査を行いました。

図面番号7の計画図3をご覧ください。

今回拡張する部分についてでございますが、現状は土のグラウンドとなっており、少年野球、少年サッカー、グラウンドゴルフまたはゲートボール場として、子供からお年寄りまで多様な世代の人たちの健康づくりやスポーツ活動に利用されております。

油ヶ淵水辺公園は、基本構想において県民参加による協働により公園づくりを行うということが位置づけられ、平成19年度から一般公募による住民を交えたワークショップを開催し、ワークショップの意見を公園計画に反映しているところであります。今回拡張する部分については、現状のグラウンド機能を確保した上で、遊具のある遊びの空間や憩いの

空間となる芝生広場を整備することで意見が集約されました。

今回の変更は、このワークショップの意見を反映して施設の充実を図り、利用者の利便性の向上を図るため公園区域を拡張するもので、茶色の斜線部分約0.21haの公園区域を拡張するものでございます。

図面番号8番の参考図をご覧ください。

計画図3に対応する変更後の施設配置を示しております。野球やサッカー及びグラウンドゴルフなどに利用できるスポーツ・レクリエーション施設とすると共に、遊びや憩いの空間を追加し、子供からお年寄りまで多様な世代の人たちが楽しめる場所として充実を図るものでございます。また、隣接する道路境界まで区域を広げ、駐車場を整備することにより利用者の利便性を図るものでございます。

本案件につきましては、平成23年4月8日から4月22日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、安城市及び碧南市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特段ご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第8号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第8号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第9号議案「名古屋都市計画日光川下流流域下水道の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【下水道課長 浅野守彦】**

下水道課長の浅野でございます。

第9号議案「名古屋都市計画日光川下流流域下水道の変更について」、説明をいたします。

議案書は33ページから36ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号9番から12番でございます。

今回の変更は、管渠ルートの変更と都市計画上の表示の変更に関するものでございます。

図面番号9番の総括図をご覧ください。

この図面は、日光川下流流域下水道計画の全体をお示ししております。本流域下水道につきましては、平成14年10月に都市計画決定をした後、平成14年度から事業をスタートし、鋭意整備を進めております。

先ず初めに、管渠ルートの変更についてご説明をいたします。

この総括図の弥富市中央部、国道23号というふうに表示をされている部分の右上にあります日光川下流1号幹線の変更箇所1について説明をいたします。

図面番号10番の計画図1をご覧ください。

当初の計画では、下水管渠は黄色でお示しましたように、当時の計画段階の広域農道に敷設するルートでございましたけれども、広域農道のルートが図示のように変更されましたことに合わせまして、その道路の中、赤色のルートに変更するものでございます。

次に、総括図の東名阪自動車道弥富インターチェンジ、弥富ICというふうに表示されている部分の右下にあります変更箇所2についてご説明をいたします。

図面番号11の計画図2をご覧ください。

当初計画では、黄色で示しますように、市江川に架かる都市計画道路弥富蟹江名古屋線の計画橋梁の基礎を避けるルートで計画しておりましたが、道路管理者と調整した結果、橋梁の下を下水管渠が通過できるようになりましたため、赤色で示します私有地に制限をかけないより経済的なルートに変更するものでございます。

次に、総括図のあま市と表示されている部分の右下にあります変更箇所3について説明をいたします。

図面番号12番、計画図3をご覧ください。

日光川下流3号幹線について、当初計画では、黄色で示しますように、二級河川小切戸川に架かる都市計画道路遠島桂線の桂橋、都市計画道路名古屋津島線の桂大橋及び二級河川福田川に架かる七宝大橋の基礎を避けるルートを計画しておりましたが、変更箇所2と同様に、道路管理者と調整いたしました結果、橋梁の下を下水管渠が通過できるようになりましたため、赤色で示します私有地に制限をかけない、より経済的なルートに変更するものでございます。

次に、いま一度総括図に戻っていただきまして、蟹江町という表示がございますが、その右側に橙色で表示されております日光川下流4号幹線及び津島市と書かれた左下に橙色で表示されております日光川下流6号幹線についてでございます。

現在、下水道管渠の都市計画につきましても、国土交通省の都市計画運用指針に基づき、都市計画事務の効率化を図るため、1,000ha以上の処理区域を担う管渠を都市計画に定めることとしております。ただいま説明いたしました両幹線につきましても、処理区域が1,000ha未満でありますので、今回の日光川下流1号幹線及び3号幹線の管渠ルートの変更に合わせて、計画書の表示から削除をするものでございます。

本案件につきまして、平成23年4月8日から4月22日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

それでは、よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ、山田委員。

**【委員（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】**

都市計画には直接関係ない質問でもよろしゅうございますでしょうか。

名古屋というか、愛知県の西部のあたりは非常に地盤のよくないところだというふうに聞いておりますし、例えば今度の地震で、浦安あたりでは随分液状化によって下水管が破損するというような事故が起きてございます。

そのような対策について、何か愛知県のほうでは、今後のやり方とか対策を考えておられるのかどうかということをお聞きしたいと思って質問させていただきました。

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

お願いいたします。

**【下水道課長 浅野守彦】**

下水道管渠の液状化に対する対策というご質問でございますが、基本的に流域下水道という管渠は、埋設されている場所が、道路下およそ10mぐらいの非常に深いところがございます。

その施工方法につきましては、上から順々に掘っていくという形の開削工法ではなくて、推進工法あるいはシールド工法というような、トンネル工法をとってございます。そのよ

うなトンネル工法等をとった下水道管渠につきましては、今回の東日本の例も、中越地震の例も、基本的に被害というものはほとんど起こってございません。

今回の東日本大震災で有名になりました浦安市のような管渠の場合におきましては、非常に浅いところで、かつ上から溝の形のように掘って、下水道管を埋設するという、流域下水道というよりは、市町村が施工しております公共下水道の管渠というのが非常に被害が多くなっております。

愛知県におきましては、例えば大きな緊急用避難通路の下でありますとか、あるいは鉄道の下部でありますとか、あるいは大きな避難所の汚水を受け入れる管渠等につきましては、耐震上重要な管渠というふうに指定をしてございまして、市町村におきましても、その耐震化にご努力なさっているところでございます。

愛知県では、その重要な管渠の耐震化率もおよそ約4割を超えたぐらいでございまして、全国的には3割台でございまして、現在、このような状態でございまして、市町村を指導する立場にいます愛知県としましては、これを機会に耐震化については市町村と一緒に進めていこうというふうに考えてございます。

基本的に液状化いたしますのは、砂質土の多い場所に埋める管渠、あるいは一度掘って埋め戻すときに砂で埋め戻すという工法をとった管渠でございまして、砂で埋め戻しを行いますと、砂そのものがやはり液状化する心配もございまして、国土交通省が中心になりまして、液状化の対策のために、砂ではなくて碎石等、液状化を起こしにくい材料で埋戻しをやらうとしております。マンホールが浮き上がっているという形も非常によく報道がされておりますけれども、あれは基本的に液状化が起こったときに、過剰間隙水圧が逃げ場がないということで浮力を受けますマンホールが浮き上がる現象でございまして、現在、技術的にもそれを上からカウンターウェイトということでおもしで押さえ込むとか、あるいは間隙水圧を何とか逃がすためにマンホールの中に穴をあけて、過剰な水圧を逃がしてやらうという工法が出てきております。愛知県、あるいは市町村にしましても、やはり耐震というのは非常に重要な課題というふうに考えてございまして、かつまた、国土交通省からの指導もございまして、東海・東南海とか、あるいは三連動とか言われておりますけれども、耐震対策については、今後ともきちんとやっっていこうということで考えておるところでございまして。

以上でございます。

【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】

よろしゅうございますか。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問もないようですので、採決をいたします。

第9号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【議長（名古屋工業大学名誉教授 松井 寛）】**

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第9号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の審議はすべて終了いたします。

大変ご熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

**【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】**

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。

(閉会 午後1時53分)